

「憩いの空間」予約・利用マニュアル

憩いの空間ご利用の方は、必ずご一読ください



札幌駅前通
まちづくり株式会社

「憩いの空間」は、交差点広場と比べて小規模で、個人の方にも気軽にご利用いただけるイベントスペースです。特定の方・団体に利用が偏らず、より多くの皆様にご利用いただけるよう、同一の利用者・団体等による予約・参加の重複を制限しています。お申し込みの前に、以下のルールをご確認ください。

- ・「憩いの空間」は「申請者+参加メンバー全員で1回の利用」と数えます。(1人1予約まで)
- ・「交差点広場」は重複制限の対象外です。「交差点広場」と「憩いの空間」の予約は重複可能です。
- ・大人数でブース出展されるイベントは、交差点広場のご利用をお勧めします。

[1. 予約・参加の重複制限について]

●基本ルール

① 申請者・参加者の全員が対象です。

対象：出展者・共同出展者・当日のお手伝いなど

Aさんの利用日：7月7日～10日 / 仮予約日：5月1日



3人とも、それぞれに重複制限が適用されます。
予約期間中は、別の利用予約の申請者・参加者になれません。

② 仮予約日から利用最終日までが「予約期間」です。

5/1
仮予約日

7/10 7/11より
利用最終日 次の仮予約が可能



例外 交差点広場は、重複制限の対象外です。「憩いの空間」と予約期間が重なっていても予約できます。

●参加者の追加・変更時

原則、仮予約いただく時点で参加者が決まっていることが望ましいですが、やむを得ず後から参加者の追加・変更を行いたい場合、予約期間が重複していないかご確認ください。

例①：別の予約が終わった人を、参加者に追加したい



× 5/21以降であっても、D・EさんはAさんの予約に参加できません。利用日が別でも、予約期間が1日でも重なれば制限の対象です。

例②：別の予約を入れた人が、Aさんのイベントに参加したい



× F・Gさんは、7月のAさんの予約に参加できません。仮予約の時点で、Aさんの予約期間と重なっているため制限の対象です。

●法人・団体

- ・法人・団体による利用は、申請代表者や参加スタッフが異なっても、同一の利用主体として重複を判断します。
 - ・担当者や参加スタッフを替えても、同一の法人・団体の利用で予約期間が重なれば重複となります。
 - ・同一法人に属していても、独立した組織として運営されている支店・事業所等は、別の利用主体として扱う場合があります。
- ※必要に応じて、組織や事業運営の実態等を確認させていただくことがあります。

●実質的に同一のイベント

- ・申請者、参加者、出店者などの名義が異なっても、イベント内容、運営主体、関係者、実施形態等から実質的に同一と認められる場合は、同一の利用として重複を判断することがあります。
- (例：販売する商品や運営者が同じで、店名や申請者の名義だけを変えて申し込む場合)
- ・形式上は別の申請でも、同一のイベントを繰り返し予約することを目的とした申請は認められません。

[2. その他、憩いの空間予約・利用時の制限など]

●仮予約について

- ・すでに「憩いの空間」の予約を入れている場合や、参加予定がある場合、その利用が終了するまで次の利用を仮予約できません。
- ・次回の仮予約は、現在の利用終了日の翌日から受け付けます（翌日が土日祝の場合は次の平日から）。

●参加者名の提出

- ・必ず、参加者全員の氏名とよみがなをご提出ください。
- ・申請代表者を含め、一覧に記載された方は、その日程の利用に参加したものとして扱います。
- ・申請後に追加された方、当日の販売・接客などを手伝う方も参加者に含まれます（搬入・搬出作業だけの方を除く）。
- ・名簿欄に書ききれない場合は、別紙でご提出ください。

●本予約申請後の変更について

申請内容の変更：原則として、利用承認書の発行後は、実施内容・参加者・利用店舗などの申請内容を変更できません。

参加者の変更：やむを得ず参加者を変更する場合は、新たに参加する方が「憩いの空間」の別の利用を予約・参加予定にないことをご確認のうえ、利用日より前に変更後の名簿を書面でご提出ください。

予約の譲渡：申請代表者が都合により参加できなくなった場合、許可された目的以外で利用することや、予約の権利を譲渡することはできません。

●企業・店舗として申し込む場合

- ・同一メーカー・ブランドの出店は、1日につき1店舗までです。仮予約の際は、同一メーカー・ブランドの他店舗と「憩いの空間」の利用日が重複していないことをご確認のうえ、出店する店舗を確定してお申し込みください。
- ・今後の連絡を円滑に行うため、連絡窓口となる担当者を定めてください。
- ・申請書および利用当日に設置する看板等には、支店名・販売店名まで明記してください。

●広告代理店・販売代理店を通じて申し込む場合

- ・仮予約の際に、必ずクライアント名と実施内容をお知らせください。
- ・代理店や担当者が異なっても、クライアントや実施内容等から実質的に同一の利用と認められる場合は、重複予約として扱うことがあります。
- ・申請内容によっては、契約関係等を確認するための書類提出をお願いすることがあります(例:契約書、相手方の押印がある書類等)。

●申請を承認しない、または利用を取り消す場合

次のいずれかに該当する場合は、申請を承認しない、または承認後（利用当日を含む）であっても利用を取り消すことがあります。

- ・同一の個人・店舗・法人・団体等であることを意図的に隠すなど、重複予約の制限を回避する目的と認められる申請を行った場合
- ・申請者や参加者等を変更しながら、実質的に同一のイベントを繰り返し予約するなど、重複予約の制限を回避する行為が認められた場合
- ・同一店舗等から販売・出店等の委託を受け、参加者のみを変更して別の利用として申し込むなど、実質的に同一の利用と認められる場合
- ・申請内容について事実と異なる申告を行った場合
- ・名義貸しや予約の譲渡を行った場合、またはその事実が確認された場合
- ・その他、上記のルールまたは利用規約を遵守いただけない場合

※申請内容について確認が必要な場合は、利用者、参加者、法人・団体、イベントの運営体制等について、追加の説明または資料の提出をお願いすることがあります。